

大泉町教育大綱

令和4年3月
大泉町

第1 基本的な考え方

1 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成27年4月1日施行）の規定に基づき、本町の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、町長が総合教育会議において協議し、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

「大泉町 みらい創造羅針盤 ～大泉町総合計画2019～（以下「総合計画」という。）」を上位計画とし、同計画で掲げられた基本理念である「未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり」を踏まえ、本町が目指すべき将来都市像「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～」を実現するため、総合計画における基本構想及び基本目標別施策を大綱の基本方針、基本目標とし、大泉町の教育の指針である大綱を策定するものです。



3 大綱の期間

総合計画との整合性を図るため、2022年度から2025年度までの4年間とします。

西暦		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
総合計画	基本構想	計画期間は無期※							
	実施計画	4年間				4年間			
教育大綱		4年間				4年間(予定)			
教育行政方針(毎年)		→	→	→	→	→	→	→	→
点検評価報告書(毎年)		→	→	→	→	→	→	→	→

※状況に応じて修正を加えるほか、見直しの必要性が生じた場合には改定します。

第2 基本方針

～夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち～

本町の教育については、地域発展のための担い手の育成を目指し、家庭や学校、地域社会との連携を深めてきました。

今後も「大泉町教育大綱」を基本とし、日々めまぐるしく変化し、多様化する社会を、広い視野でたくましく生き抜く力を持った人材の育成のため、学校と家庭、地域社会が連携し、環境変化による影響を受けにくく、幅広い世代のニーズに対応できる学習機会の確保と情報提供を図り、心身の豊かさを創造する教育を推進します。

本町で生活するあらゆる人が、様々なことにチャレンジしていくための夢や意欲を持ち、まさに生涯にわたっての学びを充実させ、やさしさやおもいやりを持ちながら、生き生きと学ぶことができるまちを目指し、「夢」と「学び」をキーワードに『生涯学習』を推進します。

※基本方針の取り組みにおいてICT【※1】を積極的に導入していくことで、官民一体となってDX【※2】を目指していきます。

※1 ICT…情報通信技術のことで、インターネットなどを活用した産業やサービスなど一般的なことを言います。

※2 DX……ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるという考え方のことです。

第3 基本目標

1 子育て支援の充実

「大泉町子育て世代包括支援センター」を拠点に、妊娠期から切れ目ない支援を提供するとともに、多様化する子育てニーズに対し、保護者が必要とするサービスを実際に受けられるよう、更なる保育の充実に向けた取り組みを行っていきます。

また、教育、保育、子育て支援の施策を計画的に推進していくための「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、児童館や学童保育などで子どもの遊びや生活の場を確保していくとともに、ファミリー・サポート・センター事業などによる保護者の日常生活への支援や育児負担の軽減に加え、仕事と家庭の両立に向けた支援などに取り組んでいきます。

さらに、地域や関係機関などが連携しながら子育てを支援していく体制を更に強化し、児童虐待については未然防止のための啓発を行うとともに、虐待のおそれのある児童については、児童やその保護者に寄り添って継続的に支援していきます。

2 就学前教育と保育の充実

多様化する保育ニーズに対しては、認定こども園や幼稚園、保育園への支援を通じてサービスの質の向上を図るとともに、入園希望者全員を受け入れていけるよう各園間の連携を促進します。

また、認定こども園・幼稚園及び保育園から小学校、児童館への連携を強化し、就学前教育・保育と学校教育との円滑な接続を図ることで子ども達への教育を切れ目なく支援していくとともに、すべての子どもに就学前教育・保育を保障するため、保護者に対しては、経済的負担の軽減を図っていくことで安心してサービスを利用できる環境を整備していきます。

研修等を通じて教職員の資質・能力の向上を図り、社会の変化に対応できる指導力を養うとともに、ICTを効果的に活用し、適応指導教室（あゆみ教室）やスマイル教室【※3】における不登校の子どもたちを含めたすべての子どもたちの学びを保障することで、全体的な学力向上に取り組んでいきます。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たせる体制を維持していくことで、新たな教育課題についても迅速かつ丁寧に解決していきます。特にいじめや不登校などについては、SNS等のトラブルから派生するものを含め、未然防止教育に重点を置くとともに、教育研究所の適応指導教室（あゆみ教室）やスマイル教室、教育相談等を有効活用し、子どもたちや保護者に寄り添った支援を行っていきます。

また、外国籍の子どもたちに対する日本語教育の更なる充実を図るとともに、学校生活への適応や学力向上のための取り組みを引き続き推進していきます。

学校施設については、財政負担の平準化を図りながら、長寿命化に向けた大規模改修もしくは部分改修を行い、子どもたちにとってより良い教育環境の維持・向上を図っていきます。

※3 スマイル教室…児童生徒の居場所づくり事業で取り組んでいる、不登校の児童生徒が安心して来室できるような支援の場のことです。

町民が生涯を通じて自主的に学習し、生活を豊かにしていくために、各ライフステージにおける学習意欲を踏まえながら、幅広い分野についての講座などを開催していくとともに、主体的な学習活動の継続を支えられるような活動支援や情報提供を行っていきます。

また、町民の学習意欲が継続していくよう、「協働のまちづくり人材バンク」の活用も視野に入れ、それぞれが学んだ知識や技能を自らが指導者となって生かしていける取り組みを行っていきます。

さらに、公民館を拠点としてグループ・サークル活動や地域活動を促進していく中で、それらの団体の担い手の維持、開拓に努めていくとともに、図書館については、「大泉町立図書館ビジョン」に基づき、町民や地域に役立つ学びの拠点としての機能を充実させていきます。

青少年が安全で健やかに成長していける環境を整えるため、家庭、学校、地域、その他関係機関・団体などと連携しながらパトロール活動を行うとともに、青少年の体験活動のほか、様々な世代との交流活動に取り組んでいきます。

また、社会のデジタル化に青少年や周囲の保護者が対応し、青少年自身がインターネットやSNSの利用による加害者や被害者にならないよう、時代に即した正しい利用方法の更なる周知啓発を行っていきます。

6

人権尊重の推進

社会情勢の変化に伴い、人権問題の形態も変化している中、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念に基づき、これまで以上に人権尊重についての意識を高めていくことで、すべての人の人権が擁護されたまちづくりを推進していきます。

7

スポーツ・芸術文化の振興

より多くの人々がスポーツに親しみ、楽しんでいけるよう、引き続き参加型のスポーツイベントを開催していく中で、新しい種目の導入など事業内容の改善を図るほか、参加者の健康や安全を最優先に必要な対策を講じながらスポーツの振興を図っていきます。

また、関係機関等と連携しながら各種スポーツやその選手と触れ合う機会を設けるなど、様々な機会を捉えながらスポーツをきっかけに町民の交流を促進し、地域活性化につなげていきます。

また、芸術文化の振興においては、芸術文化団体の支援や活動機会の提供などを行うとともに、公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団とも連携しながら新たな事業についても調査研究していきます。

スポーツ施設や文化むらについては、利用者の利便性を考慮しつつ、引き続き指定管理者制度を活用するとともに、建物や設備で改修や修繕が必要な箇所については、計画的に対処していくことで効率的・効果的な施設運営に努めます。

8

文化財の保存と活用

無形文化財及び伝統芸能については、保持者やその団体が行う活動に対して支援を行うとともに、関連するイベントの開催などを通じて広く周知していくことで、町民の文化財に対する関心を高めていきます。

また、埋蔵文化財については、引き続き「仙石専光寺付近遺跡」の整理作業を進めていくとともに、既に記録保存しているものも含めて活用方法を検討していきます。

第4 今後の取組

この大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものであり、本町の目指すべき教育を実現するための具体的な取組が必要となります。

そのため、この大綱の方針や目標を踏まえ、教育委員会では教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策や事業を推進していきます。